

## 研究費の使用に関する行動規範

27農生研第20150728005号

平成27年7月31日

国立研究開発法人農業生物資源研究所研究費の運営・管理規程第2条の規定に基づき、国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「研究所」という。）における研究費の運営・管理に関わる全ての構成員（以下「役職員等」という。）が遵守すべき行動規範を定める。

- 一． 役職員等は、運営費交付金、競争的資金、政府委託プロジェクト等の研究資金の原資の多くが国民の税金であることを認識した上で、研究所において管理する全ての研究資金（以下「研究費」という。）について、適切な計画の下、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 二． 役職員等は、研究費の使用にあたっては、研究所の会計規程等の規程・規則等、及び、外部資金の場合には、資金配分機関等において定められた規則等を理解し、それらを遵守しなければならない。
- 三． 役職員等は、コンプライアンス意識を常に高く保つとともに、関係する研修などへ参加し自己研鑽に努めなければならない。また、職員相互の理解と連携協力により、研究費の不正使用を未然に防ぐよう努めなければならない。

### 附 則

この規範は、平成27年7月31日から施行する。